

笠岡運動公園使用料

野球場

基本使用料

(単位：円)

区分	金額
一般 1時間	720
高校生以下 1時間	360
その他	市長が別に定める。

夜間照明施設使用料

区分	金額	
夏季(7月～9月)	1時間まで	3,300
	1時間を超える30分毎に	1,650
その他(その他の月)	1時間まで	3,000
	1時間を超える30分毎に	1,500

備考

ア 使用時間は、準備・後片付を含んだ時間とする。

イ 1時間未満の端数は、1時間とする。ただし、夜間照明施設使用料は、この限りでない。

ウ 使用者の半数以上が本市の住民以外である場合は、基本使用料の倍額を徴収する。

テニスコート

基本使用料

区分	金額
一般 1面につき 1時間	480
高校生以下 1面につき 1時間	240
その他	市長が別に定める。

夜間照明施設使用料

区分	金額	
夏季(7月～9月) コート1面につき	1時間まで	300
	1時間を超える30分毎に	150
その他(その他の月) コート1面につき	1時間まで	280
	1時間を超える30分毎に	140

備考

ア 使用時間は、準備・後片付を含んだ時間とする。

イ 1時間未満の端数は、1時間とする。ただし、夜間照明施設使用料は、この限りでない。

ウ 使用者の半数以上が本市の住民以外である場合は、基本使用料の倍額を徴収する。

クラブハウス

区分	金額
談話室 1回	520
コインロッカー 1回	10

備考

ア 使用時間は、準備・後片付を含んだ時間とする。

イ 談話室の1回とは、午前(午前9時～午前12時)、午後(午後1時～午後5時)及び夜間(午後6時～午後9時)それぞれの時間区分とする。

ウ 談話室を午前9時以前に使用する場合の使用料は、1時間につき150円を徴収する。

エ 談話室を使用する場合において冷暖房機を使用する時は、30分につき100円を加算する。

オ 1時間未満の端数は、1時間とする。ただし、冷暖房機使用料は、この限りでない。

カ コインロッカー使用料の1回とは、使用日1日を限度とする。

キ 使用者の半数以上が本市の住民以外である場合は、使用料の倍額を徴収する。ただし、コインロッカーの使用料は、この限りでない。